

支払いに関する特記事項

1 基本的考え方

本特記事項は、サービス要求水準の達成度及びサービス水準の達成状況に影響を及ぼす事項に関する指標の測定・評価の結果を踏まえた支払いに関し定めたものである。

本業務に対する契約金額の一部については、サービス要求水準の達成度に連動して支払うものとする。

2 年度ごとの支払い（限度）額

契約額のうち90%を委託事業費（基本額）、10%を委託事業費（補正額）とする。なお、1円未満の端数が生じる場合は、委託事業費（基本額）として支払うものとする。

(1) 基本額

ア 月額算出

委託事業費（基本額）は、各月分ごとに請求をうけて支払うものとし、その額は、委託事業費（基本額）を36月で割った金額とする。なお、1円未満の端数が生じる場合は、令和元年12月分の支払い時にまとめて支払うものとする。

イ 算出した月額からの控除

仕様書「第3章の2」の「6 評価結果に応じた減額措置」のとおり、当該年度の最終支払月額から当該減額金額を控除した金額により請求を行うこと。

(2) 補正額

委託事業費（補正額）は、仕様書第3章に示すサービス水準の達成度に基づき、四半期ごとの実績に合わせ支払率を決定し、必要に応じて当該四半期の属する会計年度の最終月（契約最終年度にあっては契約期間の最終月）の月末に一括して契約金額の変更を行ったうえで、当該月の末月の委託事業費（基本額）と合わせて支払うものとする。なお、各年度の支払限度額は、委託事業費（補正額）を36月で割った金額に各年度の契約月数を乗じたものとし、1円未満の端数が生じる場合は、令和元年12月・令和2年1月分に計上し、令和2年1月分の支払い時にまとめて支払うものとする。また、委託事業費（補正額）部分の支払率が50%の場合に1円未満の端数が生じる場合は、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げるものとする。

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
委託事業費(基本額)	金 円	金 円	金 円	金 円
委託事業費(補正額)※	金 円	金 円	金 円	金 円
合計	金 円	金 円	金 円	金 円

※年度を通して支払率が100%であった場合に支払われる額

3 サービス要求水準の達成度に応じた支払額の算定方法

「委託事業費(補正額)」の支払率については、仕様書第3章3(2)に定める評価サイクルごとに評価を行い、決定することとする。

算定された評価点に応じた支払率の換算方法は次のとおりとする。

(評価点の支払率への換算方法)

評価点 (X)	支払率 (Y)
$X < 8$	0%
$8 \leq X < 16$	50%
$16 \leq X \leq 20$	100%

4 サービス水準の達成状況に影響を及ぼす事項に関する指標の測定・評価の結果に応じた減額金額の算定方法

減額金額については、仕様書「第3章の2」に定めるように算定を行い、決定すること。

5 委託事業費(基本額)の内訳

(消費税及び地方消費税の額を含む。)

年度	区分	支払金額(減額前)	支払金額(減額後)
元	月額(令和元年12月分)	金 円	当該月の月額から上記4の方法により算定を行った当該年度の減額金額(ただし、当該年度中に既に契約金額から減額金額を控除した場合にあっては、当該減額金額を控除したものを。)を控除した金額
	月額(令和2年1~3月分)	金 円	
	合計(令和元年12月~令和2年3月分)	金 円	
2	月額	金 円	
	合計(令和2年4月~令和3年3月分)	金 円	
3	月額	金 円	
	合計(令和3年4月~令和4年3月分)	金 円	
4	月額(令和4年4月分~令和4年11月分)	金 円	
	合計(令和4年4月~令和4年11月分)	金 円	

6 委託事業費（補正額）の内訳

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

年度	支払率	支払金額（四半期）	支払金額（合計）
元 〔12月・1月〕	0%の場合	金0円	
	100%の場合	金 円	金 円
元 〔2月・3月〕	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	
	100%の場合	金 円	金 円
2・3	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	
	100%の場合	金 円	金 円
4 〔第1四半期 第2四半期〕	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	
	100%の場合	金 円	金 円
4 〔第3四半期〕	0%の場合	金0円	
	50%の場合	金 円	
	100%の場合	金 円	金 円

（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※支払金額（各年度合計）とは、仕様書3「満たすべきサービス水準」にて規定した本市が定めるサービス水準に対し、四半期ごとに評価を行った結果、年度をとおして支払率が100%であった場合に受注者に対して支払われるべき金額である。（契約金額の10%相当額）

※四半期ごとの評価の結果、補正額の減額が生じた場合、当該四半期の属する会計年度の最終月（契約最終年度にあっては契約期間の最終月）の月末に一括して契約金額の変更を行ったうえで、受注者は委託料の請求を行うこととする。